

日本人の昼食時間

鈴木 美千代* 米川 五郎

Michiyo SUZUKI Goro YONEKAWA

(家政学教室)

I. はじめに

日本人は「早飯は芸のうち」という諺があるように早飯を尊重し、ラテン系諸国や中国の人々と比較すると食事時間（食事にかける時間）が短い。日本人の食事時間については戦後はNHKの生活時間調査が昭和35年より、5年毎に詳しく実施されているが、戦前は食事時間を直接調査した資料はほとんどない。しかし、学校や工場等の昼食時間に関する記録が残されており、当時の食事時間を推測することが可能となる。

本研究では、主として明治初期より昭和前期（戦前の昭和時代）にかけて、昼食を中心に食事時間に関する諸資料を調査し、日本人の昼食時間の推移を検討し、日本人の早飯について考察した。

II. 教育機関における食事時間

学制（明治5年）以前では藩校の記録である『日本教育史資料』で調査を行い、学制以後では愛知県内の学校と長野県松本市にある開智学校を中心に調査を行った。

A. 戦前

1) 学制以前

学制以前の教育機関の代表的なものには各藩が設けていた藩校があげられる。明治23年に文部省が出版した『日本教育史資料』の1巻から3巻には藩校の記録が記載されている。

『日本教育史資料』には、245藩の藩校に関する記録が載せられているが、その授業時間から昼食を中心に調査した。また、記録の残っているものについては朝食・夕食も調査した。昼食等に関する記述がみられたのは184藩で、そのうち昼の休憩時間が記述されていたものをまとめたものが表1である。昼の休憩時間は、12時から1時までの1時間と12時から2時までの2時間が多かった。昼の休憩時間は、12時から始まるものでなくても1時間から2時間が多くみられた。ほとんどの藩校の記述では昼の休憩時間しかわからないが、明治初期の福山藩と岩国藩の2つの藩校の寄宿舎で食事時間を30分間としていることがわかる。藩校の授業では昼の休憩時間を設けていないものがかかなり多い。それらは正午を授業の区切りとしているものが多いことから、正午の前後に授業の合間をぬってわずかな時間で昼食をとっていたと思われる。

朝食・夕食の時間は、わずかではあるが寄宿舎などの規則からわかる。朝食は6時台が

* 高蔵高等学校教諭

多く、食事及び休憩時間は30分から1時間であった。夕食は4時から6時に食べているところが多く、食事及び休憩時間は30分から2時間となっていた。

表1 藩校の昼の休憩時間

藩名	昼の休憩時間	年	藩名	昼の休憩時間	年	
淀藩	12～1時	維新前	白川藩	12～1時	明治	
郡山藩	12～2時		会津藩	12～1時		
狭山藩	12～1時		盛岡藩	12～2時		
岸和田藩	12～2時		弘前藩	1時間		
伯太藩	12～2時		米澤藩	12～1時		明治4年
尼ヶ崎藩	12～1時		荘内藩	12～1時		
桑名藩	1時間		山形藩	12～2時		明治
久居藩	昼12～1時 夕5～6時	明治2～4年	岩崎藩	12～2時		
犬山藩	1時間		矢島藩	10～2時		
重原藩	12～1時	天明7年～明治2年		12～2時	明治	
拳母藩	12～2時		大野藩	12～2時		
掛川藩	12～1時	明治元年～4年	鯖江藩	12～2時	明治	
山中藩	12～2時		勝山藩	10～12時		
松尾藩	12～1時	明治2年～	加賀藩	12～1時	明治	
久留里藩	11～1時	明治3年	清崎藩	11～1時		
大多喜藩	11～1時		文化年間～	篠山藩	12～2時	明治
佐倉藩	12～1時	寛政11年～	福知山藩	12～1時		
笠間藩	12～2時	明治	綾部藩	10～2時	明治2年～	
彦根藩	11～12時	明治	山家藩	12～2時		
大垣藩	12～2時	慶応4年～	舞鶴藩	12～2時	明治4月～	
野村藩	12～1時		出石藩	朝6～7時 昼12～2時 夕5～6時		
岩村藩	12～2時	明治	豊岡藩	12～1時		
松代藩	12～2時		松江藩	12～1時		
高遠藩	12～1時	明治	姫路藩	12～2時		
高島藩	12～1時		赤穂藩	朝6～7時 昼12～1時 夕5～6時		
小諸藩	10～2時	明治	福本藩	12～1時		
須坂藩	12～2時		三草藩	12～1時		
前橋藩	12～1時	明治	高粱藩	12～2時		
高崎藩	10～2時		福山藩	朝7～7時半 昼12～12時半 夕5～5時半		
沼田藩	12～2時	明治				
伊勢崎藩	10～2時					
七日市藩	10～2時	明治				
大田原藩	12～1時					

日本人の昼食時間

藩名	昼の休憩時間	年	藩名	昼の休憩時間	年
山口藩	1～2時	万延元年	日出藩	12～2時	明治3年
	12～1時	元治～	佐賀藩	12～1時	
岩国藩	朝6時半～7時 昼11時半～12時 夕5～6時 (食事時間)	明治	平戸藩	12～2時	
清末藩	12～2時		蓮池藩	12～1時	
田辺藩	11～1時	明治	宇土藩	12～1時	
新宮藩	11～12時	明治3年	延岡藩	12～2時	
柳川藩	12～2時		飫肥藩	昼12～2時 夕4～6時	
三池藩	11～1時				
岡藩	朝6～7時 昼12～1時 夕4～6時	明治			

2) 学制以後

愛知県内の学校と長野県松本市にある開智学校を中心に昼食について調査した。

学制後すぐの明治5年9月に出された額田県¹⁾の郷学校²⁾の「教則並諸規則」の中に、「十二字ヨリ一字マテ休学」という記述があり、12時から1時までが昼の休憩時間であったことがわかる。愛知県が出した教則及び規則で昼の休憩時間をみると、「愛知県義校³⁾規則」(明治6年3月)、「愛知県小学規則」(明治6年12月)、「上下等小学規則」(明治9年9月)「愛知県師範学校規則」(明治15年6月)、「小学校ノ学科及其程度」実施方法(明治20年)で12時から1時が昼の休憩時間であった。また、明治6年の岡崎小学校、明治7月の豊橋養成分校(師範学校)・愛知師範学校・成美学校、明治14年の宝飯中学校の教則、開智学校の「英学教則」の中でも、昼の休憩時間は12時から1時であった。明治中期頃までの昼の休憩時間は12時から1時の1時間が多かったようである。そして、1時間の使い方は、宝飯中学校では12時から12時30分が昼食時間、12時30分から1時までが体操で、昼の休憩時間は昼食及び体操の時間となっていた。開智学校の「英学教則」(表2)では時間の区切り方はわからないが、1時間を同様に昼食と体操の時間としていた。

明治初期の時間割表をみると1時間を単位としているものが多い。それは、時計が学校へ普及していないため短い時間が計れなかったからであろう。そして、時計もだんだんと普及し、体操などの教科目の増加、昼食をとり家に帰宅させていたものを子供に弁当を持参させるなどのことから昼の休憩時間は短縮の方向に向かったと思われる。

弁当の持参により学校において食事時間が決められるようになると、明治32年の亀城高等小学校の『諸規則綴』の中の「碧海郡小学校生徒整理法票準」では喫食時間は15分ないし20分となっていた。また、明治41年の亀城尋常高等小学校の『諸規則綴』の中の「学校整理法」でも喫食時間は15分から20分となっていた。

松本尋常高等小学校は開智学校の後身であるが、「松本尋常高等小学校規定」(大正5年)の中に、昼の休憩時間は45分間となっており、以前よりも休憩時間は15分短くなってい

表2 開智学校の英学教則中の「英学日課表」
(明治初め)

表 課		日 学 英			
迄時四リヨ時一		十二時マデリ	迄時二十リヨ時一十	迄時一十リヨ時九	丁日
輪 經濟 講 學			翻 訳	測 量 學	一 級
迄時四リヨ半時二	迄半時二リヨ時一	体食 操事	上 同	上 同	半 日
講 博 物 學	講 各 國 史		同 上	幾 何 學	
迄時四リヨ時三	迄時三リヨ時一	同	迄 時 二 十 リ ヨ 時 九		丁 日
翻 英 和 文 文 訳 ニ ヲ	代 數 學		講 理 義 學		
上 同	上 同	上	迄都二十リヨ半時十	迄半時十リヨ時九	半 日
翻 英 和 文 文 訳 ニ ヲ	同 上		講 化 義 學	講 各 國 史 義	
迄 時 四 リ ヨ 時 一		同	迄時二十リヨ時一十	迄時一十リヨ時九	丁 日
輪 各 國 史 講			作 文	開 立 開 平 分 數	三 級
上 同		上	上 同	上 同	半 日
講 理 義 學			同 上	同 上	
迄時四リヨ時三	迄時三リヨ時一	同	迄 時 二 十 リ ヨ 時 九		丁 日
習 字	開 開 比 立 平 例		論 文 講 典		四 級
上 同	上 同	上	迄時二十リヨ半時十	迄半時十リヨ時九	半 日
同 上	同 上		講 地 理 書 義	講 万 國 史 義	
上 同	上 同	同	迄時二十リヨ時一十	迄時一十リヨ時九	丁 日
同 上	素 地 理 書 讀		素 文 讀 典	諸 小 分 等 數 數	五 級
上 同	上 同	上	講 文 義 典		半 日
同 上	加 減 乘 除	同	上 同	上 同	六 級
同 上		上	素 讀 リー ドル 本 讀	綴 暗 字 讀 誦	

る。そして、その45分間は、喫食時間15分、食後の休憩時間30分と区切られていた。開智学校では、昭和7年頃の「校則改正草案」でも、昼食の休憩時間は45分となっていることから、喫食時間15分、食後の休憩時間30分と予想できる。

B. 戦 後

戦後は愛知県の小学校・中学校を中心に食事時間を調査した。

昭和22年、26年の『学習指導要領一般編（試案）』の中に小学校の1日のプログラムが参考に載せてある。⁴⁾ それをみると12時から1時までが昼食及び休憩時間であった。

昭和38年当時、「このましい給食時間は、準備に15分、食事に20分、あとかたづけに10分、計45分が標準」とされていた。その実態を昭和37年度の愛知県の小学校25校の日課表でみると、食事時間は15分が1校、20分が20校、25分が1校、30分が2校、不明が1校であった。⁵⁾ 多くの学校が20分の食事時間をとり、当時の好まじい食事時間となっていた。

愛知県では『学校給食の管理と指導』という愛知県教育委員会が編集した給食に関するマニュアルがあり、それによると昭和44年では会食時間は依然として20分であるが、昭和53年では小学校25分、中学校20分と小学校の会食時間は5分長くなった。昭和60年も53年と同様であった（表3）。

所史代が「学校給食に関する研究」（愛知教育大学大学院家政教育専攻修士論文1987）で、現在の給食における喫食時間を調査し、それをまとめたものが表4である。小学校31校、中学校17校に行ったアンケート調査であるが、小学校・中学校ともに20分が多く、次いで小学校では25分、中学校では15分の割合が高くなっている。

表3 給食の時間配当

区 分	準 備		会 食		整 理							
	食卓 作り	室内 美化	手洗 い	配 食	あ い さ つ	会 食	あ い さ つ	卓 上 整 理	反 省 評 価	休 養	食 器 収 納	教 室 作 り
44 年	10 ～ 15 分				20	分		10	分			
53 年	小 学 校	15 分			25	分		10	分			
	中 学 校	15 分			20	分		10	分			
60 年	小 学 校	15 分			25	分		10	分			
	中 学 校	15 分			20	分		10	分			

（愛知県教育委員会、『学校給食の管理と指導』より作成）

表4 給食の喫食時間

	全 体		小 学 校		中 学 校		不 明	
	N = 74 校		N = 31 校		N = 17 校		N = 26 校	
	校	%	校	%	校	%	校	%
15 分	10	13.5	1	3.2	3	17.6	6	23.1
20 分	47	63.5	20	64.5	13	76.5	14	53.8
25 分	13	17.6	6	19.5	1	5.9	6	23.1
30 分	2	2.7	2	6.4	0	0	0	0
不 明	2	2.7	2	6.4	0	0	0	0

(所史代「学校給食に関する研究」
愛知教育大学大学院家政教育専攻修士論文, 1987, p.52)

Ⅲ. 労働者などの食事時間

A. 戦 前

1) 江戸城勤務の武士の場合

江戸城に勤めていた武士への申渡しをみると、
「御番所（に）人少なにこれなき様に致され、弁当遣ひ申され候時分も前々の如く、半分御座敷に残り、急用これなく候はば、右の人数の通り相詰めらるべく候」

（寛文2年4月9日）

とあり、2交替制で食事をとっていたことがわかる。また、弁当をとる時間は、
「弁当つかひ申され候刻限、九ッ半打、七ッ半に仕廻い申さるべく候。尤火之元念入れ申さるべき事」（万治2年）、

「弁当は九つ（正午）までを先といふ

八つ時（二時）までを跡といふなり」⁶⁾

とあり、早番は正午から1時、遅番は2時から3時に食事をとっていたことになる。
この頃、昼の休憩は1時間もうけられていた。

2) 『職工事情』よりみた食事時間

『職工事情』は明治34年、35年に各工場を調査したものを明治36年に農商務省商工局から刊行したものである。

a. 綿糸紡績職工の場合

これは、紡績工場を明治34年に調査を行い、その結果をまとめたものである。

各工場の工場規則中の食事時間は、昼は正午から30分、夜は夜半の30分で、食事時間を30分与えているところが多かった。しかし、実際の状況は、30分よりもかなり短かったようである。その理由には、次のようなことがあげられていた。休憩時間中といっても機械の運転を中止しないために職工の全部が同時に休憩をするのではなく、交替して休憩をしていた。したがって、請負仕事をする職工は賃金を増加させるために休憩時間中も食堂兼控所でゆっくりと食事や休憩をするものは少なく、規定時間の半分で受持ち場に行くものがいた。また、日給者の者も、「監督者ノ督責奨励ニ依リ又ハ其意ヲ迎ヘ休憩時間

線香1本の休憩時間をあたえていた。桐生・足利地方では、朝食20分、昼食30分、夕食30分の休憩時間となっていた。京都・愛知・福井・石川・富山・山形地方では、正午30分の食事時間のみをあたえていた。しかし、実際では、自家製造的小工場の多くは所定の食事時間中に休息するものは少なく、わずかに食事をする間だけ機をおり、食事が終わればすぐに機に上り仕事を始めた。

工場組織の工場では、休憩時間中機械の運転を休止するところはなく、半数ずつ食事をしていた。したがって、請負仕事をする工女は食事をする間だけ休養し、食事が終わればすぐに労働に従事するものが多かった。また、日給者も監督員の威圧に堪えず、休憩時間を利用することができない状況にあった。

表6は各工場の工場規則中の食事時間を示したものである。この5つの工場では食事時間はすべて30分となっていた。

表6 織物工場の工場規則

工場名	
休憩時間及食事時間	<p>小名木川綿布株式会社 昼夜共食事時間前後ニ於テ十五分間ヨリ長カラサル休憩時間ヲ與フ食事時間ハ三十分間トス</p> <p>東京モスリン紡織株式会社 午前午後各十五分間食事時間ハ三十分間宛交替</p> <p>毛斯綸紡織株式会社 午前午後二十五分間ノ休憩時間ヲ與ヘ食事時間ハ三十分間トス</p> <p>京都綿ネル株式会社 午前九時午後三時二十五分間宛ノ休憩時間ヲ與ヘ食事時間ハ三十分間トス</p> <p>西陣製織株式会社 午前九時及午後三時ニ各十五分間ノ休憩時間ヲ與ヘ食事時間ハ三十分間トス</p>

(農商務省商工局『織物職工事情』1903, p.238より作成)

日本人の昼食時間

表7 滋賀縣某製絲場就業時間表

十二月 半後	十一月 半前	十一月 半後	十二月 半前	十二月 半後	十一月 半前	十一月 半後	九月 半後	九月 半前	八月 半後	八月 半前	七月 半後	七月 半前	六月 半後	月次
六、四〇	六、三五	六、二五	六、一五	六、〇〇	五、四五	五、二五	五、〇五	五、〇五	四、五〇	四、三五	四、二五	四、一五	四、一〇	警 醒
								五、五、 四、三五	五、五、 三、〇〇	五、五、 一、〇五	五、四、 〇、五五	四、四、 五、四五	四、四、 五、〇〇	就 業
七、〇〇	六、五五	六、四五	六、三五	六、二〇	六、〇五	五、四五	七、一〇	六、五五	六、四五	六、三五	六、三〇	六、二五	六、二五	朝 餐
七、三〇 二、〇〇	七、二五 二、一五	七、一〇 一、五五	七、〇五 〇、五五	六、六〇 五、四〇	六、六〇 三、二五	六、六〇 一、五五	七、三〇	七、一五	七、〇五	六、五五	六、五〇	六、四五	六、四五	就 業
一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	一、二、 〇、〇〇	午 餐
〇、二〇	〇、二〇	〇、二五	〇、二五	〇、二五	〇、三〇	〇、三〇	〇、三〇	〇、三五	〇、三五	〇、三五	〇、三五	〇、四〇	〇、四〇	就 業
								三、〇〇	三、一五	三、二五	三、三五	三、四〇	三、四五	小 息
								三、一五	三、三〇	三、四〇	三、五〇	三、五五	四、〇〇	就 業
四、三五	四、四〇	四、四五	四、五五	五、一〇	五、二五	五、四五	六、〇五	六、二〇	六、三五	六、四五	六、五五	七、〇〇	七、〇〇	終 業 報 豫
四、五〇	四、五五	五、〇五	五、一五	五、三〇	五、四五	六、〇五	六、二五	六、四〇	六、五五	七、〇五	七、一五	七、二〇	七、二〇	終 業
九、一〇	九、二〇	九、三五	九、五五	一〇、二五	一〇、五〇	一一、三〇	一一、四五	一二、一〇	一二、四〇	一三、〇〇	一三、一五	一三、二五	一三、二五	間 就 總 業 計 時
至自 七、五、 一、四〇	至自 七、五、 一、四五	至自 七、五、 二、五五	至自 七、六、 三、五五	至自 七、六、 五、〇〇	至自 八、六、 〇、三五	至自 八、六、 二、五五	至自 八、七、 四、五五	至自 八、七、 〇、〇〇	至自 九、七、 一、四五	至自 九、七、 二、五五	至自 九、八、 三、五五	至自 九、八、 四、〇〇	至自 九、八、 四、〇〇	入 浴

備考 就業欄一區書内ニ二行ノ時刻ヲ記シタルハ右方ハ立緒工女左方ハ繰糸工場其ノ他ノ分ナリ
(農商務省商工局『生絲職工事情』1903, p. 166, 167)

表 8 長野縣諏訪郡平野村某製絲場就業時間表

十二月 半後	十一月 半前	十一月 半後	十二月 半前	十二月 半後	十一月 半前	九月 半後	九月 半前	八月 半後	八月 半前	七月 半後	七月 半前	六月 半後	月 次
六、〇五	五、五五	五、四五	五、三五	五、二五	五、一五	五、〇五	四、五五	四、四五	四、三五	四、二五	四、一五	四、〇五	時 警 醒
					五、四〇	五、三〇	五、二〇	五、一〇	五、〇〇	四、五〇	四、四〇	四、三〇	時 就 業
六、二〇	六、一〇	六、〇〇	五、五〇	五、四〇	七、〇〇	七、〇〇	七、〇〇	六、三〇	六、三〇	六、〇〇	六、〇〇	六、〇〇	時 朝 餐
六、三五	六、二五	六、一五	六、〇五	五、五五	七、一五	七、一五	七、一五	六、四五	六、四五	六、一五	六、一五	六、一五	時 就 業
一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	一、〇三〇	時 午 餐
一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一五	一、一三五	一、一四五	一、一四五	一、〇四五	一、〇四五	一、〇四五	一、〇四五	一、〇四五	時 就 業
四、三〇	四、三〇	四、四〇	四、四〇	五、〇〇	五、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	三、三〇	時 小 憩
四、五〇	四、五〇	五、〇〇	五、〇〇	五、二〇	五、二〇	三、一〇	三、一〇	三、一〇	三、四〇	三、四〇	三、四〇	三、四〇	時 就 業
八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	六、一〇	六、二〇	六、三〇	六、四五	六、五〇	七、〇五	七、一〇	時 終 業 報 豫
九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	六、三〇	六、四〇	六、五〇	七、〇五	七、一五	七、二五	七、三〇	時 終 業
一三、五〇	一四、〇〇	一四、一〇	一四、二〇	一四、三〇	一四、三〇	一二、二〇	一二、四〇	一三、〇〇	一三、二五	一三、四五	一四、〇五	一四、二〇	時 間 就 業 總 計 時
〃	〃	〃	〃	〃	十 終 業 半 迄 り	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九 終 業 迄 り	入 浴

備考 一人ニテ立緒及繰絲ヲナシ居ルナリ故ニ欄内ニ二行ノ時間ヲ記サス十月一日ヨリ夜業ヲナスニ付キ
就業時間ヲ伸長ス
(農商務省商工局『生絲職工事情』1903, p.168)

日本人の昼食時間

表9 長野縣諏訪郡川岸村某製絲場就業時間表

十二月 後半	十一月 前半	十一月 後半	十二月 前半	十二月 後半	十二月 前半	十二月 後半	十二月 前半	十二月 後半	十二月 前半	十二月 後半	十二月 前半	十二月 後半	月次
六、一五	六、〇五	五、五五	五、四五	五、三五	五、二五	五、一五	五、〇五	四、五五	四、四五	四、三五	四、二五	四、二〇	時 警 醒
六、四五	六、三五	六、二五	六、一五	六、〇五	五、五五	五、四五	五、三五	五、二五	五、一五	五、〇五	四、五五	四、五〇	時 就 業
八、三〇	八、三〇	八、三〇	八、〇〇	八、〇〇	七、三〇	七、三〇	七、〇〇	七、〇〇	六、三〇	六、三〇	六、〇〇	六、〇〇	時 朝 餐
八、五〇	八、五〇	八、五〇	八、二〇	八、二〇	七、五〇	七、五〇	七、二〇	七、二〇	七、五〇	六、五〇	六、二〇	六、二〇	時 就 業
一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	一一、三〇	時 午 餐
一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	一一、五〇	時 就 業
四、三〇	四、三〇	五、〇〇	五、〇〇	五、三〇	五、三〇 ^{晚餐}	二、三〇	三、〇〇	三、〇〇	三、二〇	三、二〇	三、三〇	三、三〇	時 小 憩
四、五〇	四、五〇	五、二〇	五、二〇	五、五〇	五、五〇	二、四九	三、一五	三、一五	三、三五	三、三五	三、四五	三、四五	時 就 業
八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	八、四〇	六、一五	六、二五	六、三五	六、四五	六、五五	七、〇五	七、一〇	時 終 業 報 豫
九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	九、〇〇	六、三五	六、四五	六、五五	七、〇五	七、一五	七、二五	七、三〇	時 終 業
一三、二五	一三、三五	一三、四五	一三、五五	一四、〇五	一四、一五	一二、〇五	一二、二五	一二、三五	一三、〇五	一三、二五	一三、四五	一三、五五	時 間 就 業 計
”	”	”	”	”	十終 時業 半よ り迄	”	”	”	”	”	”	九終 時業 半よ り迄	入 浴

備考 立緒工女及繰絲工女ニ別ナシ一人ノ工女ナレハ欄内ニ二行ノ時間ヲ記サス十月一日ヨリ夜業ヲナスニ付キ就業時間ヲ伸長ス
 (農商務省商工局『生絲職工事情』1903, p.169, 170)

表10 長野縣某製絲會社就業時間表

十二月 半後	十二月 半前	十一月 半後	十一月 半前	十月 半後	十月 半前	九月 半後	九月 半前	八月 半後	八月 半前	七月 半後	七月 半前	六月 半後	月 次
五、二 五	五、二 〇	五、〇 五	五、〇 〇	四、五 〇	四、四 五	四、四 〇	四、一 五	四、一 〇	四、〇 五	四、〇 〇	三、五 五	三、五 〇	時 警 醒
六、二 〇	六、一 〇	六、〇 〇	五、四 〇	五、二 〇	五、一 五	五、一 〇	四、五 〇	四、四 〇	四、三 五	四、三 〇	四、二 五	四、一 五	時 就 業
六、三 〇	六、三 〇	六、三 〇	六、三 〇	六、三 〇	六、三 〇	六、三 〇	六、〇 〇	六、〇 〇	六、〇 〇	六、〇 〇	六、〇 〇	六、〇 〇	時 朝 餐
六、四 五	六、四 五	六、四 五	六、四 五	六、四 五	六、四 五	六、四 五	六、一 五	六、一 五	六、一 五	六、一 五	六、一 五	六、一 五	時 就 業
一、二、 〇〇	一、二、 〇〇	一、二、 〇〇	一、二、 〇〇	一、二、 〇〇	一、二、 〇〇	一、二、 〇〇	一、一、 〇〇	一、一、 〇〇	一、一、 〇〇	一、一、 〇〇	一、一、 〇〇	一、一、 〇〇	時 午 餐
〇、一 五	〇、一 五	〇、一 五	〇、一 五	〇、一 五	〇、一 五	〇、一 五	一、一、 一五	一、一、 一五	一、一、 一五	一、一、 一五	一、一、 一五	一、一、 一五	時 就 業
五、〇 〇	五、〇 〇	五、三 〇	五、三 〇	五、三 〇	五、三 〇	五、三 〇	三、〇 〇	三、〇 〇	三、〇 〇	三、〇 〇	三、〇 〇	三、〇 〇	時 小 息
五、一 五	五、一 五	五、四 五	五、四 五	五、四 五	五、四 五	五、四 五	三、一 五	三、一 五	三、一 五	三、一 五	三、一 五	三、一 五	時 就 業
八、二 〇	八、二 〇	八、二 〇	八、二 〇	八、二 〇	八、二 〇	八、二 〇	六、四 五	六、四 〇	六、四 五	六、五 〇	六、五 五	七、〇 〇	時 終 業 報 豫
九、〇 〇	九、〇 〇	九、〇 〇	九、〇 〇	九、〇 〇	九、〇 〇	九、〇 〇	六、二 〇	六、四 〇	七、〇 〇	七、二 〇	七、三 〇	七、三 〇	時 終 業
一、三、 五五	一、四、 〇五	一、四、 一五	一、四、 三五	一、四、 五五	一、五、 〇〇	一、五、 〇五	一、二、 四五	一、三、 一五	一、三、 四〇	一、四、 〇五	一、四、 二〇	一、四、 三〇	時 間 總 計
至自 一〇九、 三一〇〇	至自 一〇九、 三一〇〇	至自 一〇九、 三一〇〇	至自 一〇九、 三一〇〇	至自 一〇九、 三一〇〇	至自 一〇九、 三一〇〇	至自 一〇九、 三一〇〇	至自 九七、 〇二五	至自 九七、 〇三〇	至自 九七、 〇三五	至自 九七、 〇四〇	至自 九七、 〇四五	至自 九七、 〇五〇	入 浴

(農商務省商工局『生絲職工事情』1903, p.170, 171)

c. 生糸職工の場合

明治34年に5つの製糸工場の工場規則の月毎の執業時間を調査したものが、表7、表8、表9、表10、表11である。

滋賀県のある製糸工場では（表7）、朝食は月によって異なり、5時45分から7時10分の間に食事を始め、食事時間は20分から40分間であった。昼食は1年中正午からとなっているが、食事時間は朝食と同じ20分から40分間であった。

長野県諏訪郡平野村の製糸工場では（表8）、朝食は5時40分から7時の間に食事を始め、食事時間は15分間であった。昼食の始まりは10時30分から11時30分で、食事時間は15分間かほとんどであった。この工場では、10月の後半から2月の後半までは午後の休憩がなく、そのかわり夕食の時間が設けられている。夕食の始まりは4時30分から5時の間で、食事時間は20分間であった。

長野県諏訪郡川岸村の製糸工場では（表9）、朝食は6時から8時30分の間に始まり、食事時間は20分間であった。昼食は1年中11時30分からで、食事時間は20分間であった。夕食時間は、午後の休憩時間のかわりに10月の前半から3月の前半まで設けられていた。夕食は4時30分から5時30分の間に始まり、食事時間は20分間であった。

長野県の製糸工場では（表10）、朝食は6時から6時30分の間に始まり、食事時間は15分間であった。昼食は11時か12時に始まり、食事時間は15分間であった。夕食時間は9月後半から3月後半に設けられており、4時30分から5時30分の間に始まり、食事時間は20分間であった。

島根県の製糸工場では（表11）、朝食は7時30分から8時15分の間に始まり、食事時間は30分間となっていた。昼食は、1年中正午からとなっており、食事時間は45分であった。

表12は、三井名古屋製糸處が33年冬季に実施した執業時間である。朝食休憩は30分、昼食休憩は1時間となっていた。

諏訪地方の工場では食事時間をなるべく短縮しようとする工場も少なくなく、ある工場では工場規則中に「食事時間ハ5分ヲ過ク可ラス」という1条があった。また、工女を食堂に集め会食させると時間を徒費する恐れがあるので、握飯を作り、それを工女が受け持っている繰釜のそばに配り、工女は握飯を食べながら仕事をするとところもあったようである。

表12 明治33年度冬季
三井名古屋製糸處の執業時間

	時 間
始 業	午前4時半
朝 食 休 憩	午前6時半乃至7時
晝 食 休 憩	午前12時乃至午後1時
休 憩	午前4時乃至4時20分
終 業	午後7時

(農商務省商工局『生糸職工事情』1903, p.175より作成)

d. その他の場合

表13は、綿糸・織物・生糸以外の「職事情」をまとめたものである。この表でみると食事時間は正午から30分間がほとんどである。

表13 工場の昼食時間

工場	昼食時間
セメント	正午から30分間
鐵工	正午から30分間
硝子	正午前後に30分から1時間
煙草	30分間
印刷	正午から30分間
製綿、組物 電球、燐寸軸木 刷子、花筵 麥稈 眞田等	工場組織の工場では、正午から30分間 家内工業のような工場では昼食時間に 休憩も与えている

3) 『女工哀史』よりみた食事時間

『女工哀史』は大正14年に出版されたものである。その中に、「三十分のあいだに昼夜とも食事を摂る。」とあり、工場での食事時間はたいい昼食、夕食は30分となっていたようだ。しかし、実際には一般女工は食べるだけのわずかな時間しかなかったようである。その理由には、「運転はとめるにしても、台の掃除とか次の段取りとかで十五分や二十分はたちまち潰れてしまう」、「大工場になれば運転が停ってから出て再び入場するだけに十五分は費やさねばならん」などがあり、30分のうち半分は有名無実であった。そして、その15分も食事にすべてが費やせるわけではないので、食事時間はかなり短かったと思われる。

4) 海軍・陸軍の学校

海軍兵学校の昭和18年11月に改正された日課週課表(表14)をみると、朝食の時間は20分から1時間ぐらい、昼食では50分から1時間、夕食では35分から50分となっていた。しかし、海軍兵学校の実際の食事時間は5～10分程度だったといわれている。

陸軍士官学校では(表15)、朝食は30分から40分、昼食・休憩は正午から1時間、夕食・休憩は1時間となっている。

5) NHK生活時間調査(昭和16年)

戦前の生活時間調査によると(表16)、1日の食事時間の合計は1時間から1時間半となっている。職業別でみると、家にとどまることの多い小売業と、サラリーマンと工場労働者の女子家族が食事時間が1時間20分以上になっている。この表より、男性の食事時間は1時間12分、女性は1時間15分となり、女性の方がわずかに長くなっている。昭和60年に行われたNHK生活時間調査では、20歳以上の平日の食事時間は男性1時間33分、女性1時間38分となっている。これを戦前の調査と比較すると、食事時間は現在の方が

表14 海軍兵学校の日課週課表

(昭和18年11月改正)

日課週課	日課区分	月	火	水	木	金	土	日	祭、記	月	火	水	木	金	土	日	祝、祭、記	日課週課	日課区分			
																				冬季	夏季	
一	起	床	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	一	日課週課	日課区分		
二	室内掃除	体育(〇六〇五) 室内掃除(〇六〇〇)	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	〇六〇〇	二	日課週課	日課区分		
三	自習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	日課週課	日課区分		
四	朝食	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	四	日課週課	日課区分		
五	大掃除、武器	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五	日課週課	日課区分		
	短艇手入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		五	日課週課	日課区分	
	銃器手入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五			日課週課	日課区分	
	室内点検	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				五	日課週課	日課区分
	自勅論奉読	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					五	日課週課
六	諸点検(分隊点検ヲ除ク)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	日課週課	日課区分		
	掲軍艦揚旗	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		六	日課週課	日課区分	
七	儀式(祝、祭、)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七	日課週課	日課区分		
八	隊点検	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八	日課週課	日課区分		
九	業点検	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九	日課週課	日課区分		
一〇	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	日課週課	日課区分		
一一	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一一	日課週課	日課区分		
一二	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二	日課週課	日課区分		
一三	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三	日課週課	日課区分		
一四	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一四	日課週課	日課区分		
一五	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一五	日課週課	日課区分		
一六	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六	日課週課	日課区分		
一七	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七	日課週課	日課区分		
一八	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八	日課週課	日課区分		
一九	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一九	日課週課	日課区分		
二〇	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇	日課週課	日課区分		
二一	業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二一	日課週課	日課区分		

表15 陸軍士官学校の日課表

点 呼 ・ 消 燈	自 習 (五十分マタハ一時間)	休 憩 (十分)	自 習 (一時間マタハ一時間十分)	夕 食 休 憩	随 意 時 間 (一時間)	運 動 時 間 (五十分)	休 憩 (十分)	第 四 時 限 (二時間二十分)	休 憩 (二十分)	第 三 時 限 (二時間二十分)	昼 食 休 憩	命 令 受 領、 休 憩 (二十五分)	第 二 時 限 (二時間三十分)	休 憩 (十五分)	第 一 時 限 (二時間三十分)	休 憩、 服 装 検 査 (二十分)	自 習 (五十分または三十分)	朝 食	起 床・ 点 呼	行 事	
																				消 点 呼 燈 二二 一一、 四〇 〇〇	至 自 二二 一一、 〇一 〇〇

20分程度長くなっている。この調査では、三食のそれぞれの食事時間がわからないが、現在と比較すると1回の食事時間はそれほど長くなっていないと思われる。

表16 戦前の食事時間 (時間・分)

	男	女
サラリーマン	1.10	1.08
サラリーマンの家族	—	1.25
工場労働者	1.10	1.02
工場労働者の家族	—	1.27
農業	1.06	1.08
小売業	1.20	1.20

注) 数字は、年齢別の値を平均した。
(1941年「NHK生活時間調査」による)

B. 戦 後

戦後は、NHKの生活時間調査が昭和35年より行われ、食事時間について詳しく調査されているので、それで食事時間の推移をみる。

表17によると、昭和35年の食事時間は1時間10分、40年は1時間16分、45年以後は1時間30分台となり、現在では食事時間は35年と比較すると20分程長くなった。しかし、45年以降、食事時間は伸び悩んでいる。三食の食事時間の平均は、昭和35年では朝食と昼食が20分程度、夕食が25分で、⁷⁾60年では朝食23分、昼食32分、夕食37分⁸⁾となり、昼食と夕食で食事時間が10分以上も長くなった。男女の食事時間を比較すると、男性は女性よりも食事時間が長くなっている。

表17 NHK生活時間調査による食事時間の年次変化（平日）

年	全 体	男	女
	時間 分		
35	1. 10	1.08	1.16
40	1. 16	1.13	1.19
45	1. 32	1.30	1.34
50	1. 32	1.29	1.35
55	1. 33	1.31	1.35
60	1. 33	1.31	1.36

（食事時間は1日分の合計）

V. お わ り に

学校と労働者を中心に昼食の食事時間を調査した結果、明治時代より15分から20分の食事時間が多く、現在とほぼ同様であった。したがって、日本人の早飯は明治時代より続いているといえよう。今回の調査では、比較的低賃金の労働者が中心となった。食事時間は階層や職業の違いなどにより異なると考えられるので、今後はさらに調査の範囲を広げるようにしたい。また、戦前では食事時間を直接に調査した資料がほとんどなく、また食事時間が記載された資料が少ないために大まかな時間しか調査することができなかった。今後は、愛知県下の学校に限らず広い範囲で調査を行うなどしてさらに細かく調査していきたい。

（平成元年9月11日受理）

注

- 1) 額田県とは、理在の愛知県の前身である。
- 2) 郷学校とは、明治維新後学制発布までの間に地方住民の有志によって設立され、管理運営された学校である。学制後の小学校に近い性質をもつもので、近代小学校成立に至る過渡的教育施設として位置付けられている。
- 3) 義校とは、愛知県、岐阜県において学制制定前後から民間有志の協力によって設立され、県の奨

励によって広く普及した初等学校である。明治5年から6年にかけて多数の義校が設立され、後に公立小学校となった。

- 4) 昭和22年のプログラムは『学習指導要領一般編(試案)』1947のp.17, 18, 昭和26年のものは『学習指導要領一般編(試案)』1951のp.28, 29に記載されている。
- 5) 愛知県教育文化研究所『学校運営の諸問題』1963, p.30~43。
- 6) 進士慶幹『江戸時代の武家の生活』至文堂, 1966, p.157, 158。
- 7) NHK放送文化研究所編『日本人の生活時間』日本放送出版協会, 1963, p.68。
- 8) NHK世論調査部編『図説 日本人の生活時間1985』日本放送出版協会, 1986, p.24。

参 考 文 献

- ・『日本教育史資料』富山房, 1890。
- ・愛知県教育委員会『愛知県教育史 3巻』1973。
- ・文部省『学習指導要領一般編(試案)』中等学校教科書, 1947。
- ・文部省『学習指導要領一般編(試案)』明治図書出版, 1951。
- ・愛知県教育文化研究所『学校運営の諸問題』愛知県教育文化研究所, 1963。
- ・愛知県教育委員会 愛知県学校給食法『学校給食の管理と指導』1969。
- ・愛知県教育委員会 愛知県学校給食法『学校給食の管理と指導』1978。
- ・愛知県教育委員会 愛知県学校給食法『学校給食の管理と指導』1985。
- ・進士慶幹『江戸時代の武家の生活』至文堂, 1966。
- ・農商務省商工局『職事情』1903。
- ・細井和喜蔵『女工哀史』岩波書店, 1954。
- ・中央食糧協力会編『郷土食慣行調査報告書』青史社, 1976。
- ・NHK放送文化研究所編『日本人の生活時間』日本放送出版協会, 1963。
- ・NHK放送世論調査所『図説 日本人の生活時間1975』日本放送出版協会, 1976。
- ・NHK放送世論調査所『図説 日本人の生活時間1980』日本放送出版協会, 1982。
- ・NHK世論調査部『図説 日本人の生活時間1985』日本放送出版協会, 1986。